

佐賀県の
有料広告事業の
ご案内

佐賀県庁に広告を 掲出しませんか？

佐賀県庁新館エレベーターや新館と旧館各階の洗面所などに
ポスターを掲出される広告主様を募集しています。

「**イメージアップ**」や「**販売促進の一助**」にご活用ください。

新館エレベーター 6基

1基に最大8箇所



エレベーター横洗面所 (左右各1セット28箇所)

新館 B1~11階 (4階を除く) 男女計22箇所 旧館 1階~3階 男女計6箇所



展望用エレベーター
(左右2箇所)



佐賀県庁内 施設広告媒体一覧

施設名称	広告を掲出する場所	掲出可能枚数等	サイズ	月額広告料 (1枚につき)
県庁新館・旧館	エレベーター横洗面所 各階2箇所(男性用・女性用各1カ所)	2セット 【1セット28枚】	B2	1セット 84,000円 (1枚あたり3,000円)
県庁新館	エレベーター6基	1基につき8枚	A2	8,000円/枚
	展望用エレベーター1基	1基につき2枚	A1	3,000円/枚
	西側洗面所・・・新館(1~11F)	1カ所につき2枚	B2	3,000円/枚

広告の申込み

先着順で随時受け付けています。

申込用紙は、ホームページよりダウンロードしていただけます。

<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00366719/index.html>

佐賀県総務部 資産活用課 資産戦略・利活用担当 薬師寺、有吉まで

〒840-8570 佐賀市城内1-1-59

TEL : 0952-25-7192 / FAX : 0952-25-7248

広告掲出期間

1ヶ月単位です。

※通常年度末までですが、最長 2年間までとなります。

※掲載中のポスター等の変更は可能です。

ポスター等の作成

掲出物は、広告主様においてご準備ください。

広告主様及び掲出画像(ポスター等)の審査

広告主様及び掲出画像はそれぞれ、審査があります。

掲出前、2週間くらい前に申込をお願いします。

広告掲出料の納付

広告掲出料は、指定日までに納入をお願いします。

(各種審査終了後、納入通知書を送付いたします。)